●届出を対象とした募集(売出)金額

募集金額	
ブックビルディング方式による募集	220,320,000 円
売出金額	
(引受人の買取引受による売出し)	
ブックビルディング方式による売出し	270,000,000 円
(オーバーアロットメントによる売出し)	
ブックビルディング方式による売出し	79,380,000 円

(注)　募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。

●募集の方法

2024 年３月 13 日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「４　株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第１　募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は 2024 年３月５日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第 246 条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	―	―	―
入札方式のうち入札によらない募集	―	―	―
ブックビルディング方式	240,000	220,320,000	119,232,000
計(総発行株式)	240,000	220,320,000	119,232,000

(注)　１．全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
　　　２．上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
　　　３．発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。

４．資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、2024 年２月 20 日開催の取締役会決議に基づき、2024 年３月 13 日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第 14 条第１項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の２分の１相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。

５．有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,080 円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は 259,200,000 円となります。

６．本募集並びに「第２　売出要項　１　売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「２　売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第２　売出要項　３　売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「４　売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。

７．本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項　３．ロックアップについて」をご参照下さい。

●募集の条件

①　【入札による募集】

該当事項はありません。

②　【入札によらない募集】

該当事項はありません。

【ブックビルディング方式】

発行価格(円)	引受価額(円)	払込金額(円)	資本組入額(円)	申込株数単位(株)	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
未定 (注)１.	未定 (注)１.	未定 (注)２.	未定 (注)３.	100	自　2024 年３月 14 日(木) 至　2024 年３月 19 日(火)	未定 (注)４.	2024 年３月 22 日(金)

(注)　１．発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、2024 年３月５日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案したうえで、2024 年３月 13 日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付けに当たり、引受人は、当社普通株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

２．払込金額は、会社法上の払込金額であり、2024 年３月５日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「２　募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び 2024 年３月 13

日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

３．資本組入額は、１株当たりの増加する資本金であります。なお、2024 年２月 20 日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、2024 年３月 13 日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第 14 条第１項に基づき算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとすること、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

４．申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

５．株式受渡期日は、2024 年３月 25 日(月)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。

６．申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

７．申込みに先立ち、2024 年３月６日から 2024 年３月 12 日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。
販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。
引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

８．引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

●株式の引受け

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数(株)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目５番１号	未定	１．買取引受けによります。 ２．引受人は新株式払込金として、2024 年３月 22 日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 ３．引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目３番１号		
株式会社ＳＢＩ証券	東京都港区六本木一丁目６番１号		
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町一丁目４番地		
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号		
岩井コスモ証券株式会社	大阪府大阪市中央区今橋一丁目８番 12 号		
極東証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目４番７号		

東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目７番１号		
丸三証券株式会社	東京都千代田区麹町三丁目３番６		
計	―	240,000	―

(注) １．2024 年３月５日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。

２．上記引受人と発行価格決定日(2024 年３月 13 日)に元引受契約を締結する予定であります。

３．引受人は、上記引受株式数のうち、2,000 株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

●売出要項

【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数(株)		売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
―	入札方式のうち入札による売出し	―	―	―
―	入札方式のうち入札によらない売出し	―	―	―
普通株式	ブックビルディング方式	73,500	79,380,000	東京都千代田区大手町一丁目５番１号 みずほ証券株式会社 73,500 株
計(総売出株式)	―	73,500	79,380,000	―

(注) １．オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、みずほ証券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

２．オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、2024 年２月 20 日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式 73,500 株の第三者割当増資の決議を行っております。また、みずほ証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項　２．第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

３．上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。

４．「第１　募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。

5．売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,080 円）で算出した見込額であります。
6．振替機関の名称及び住所は、「第１　募集要項　１　新規発行株式」の（注）４．に記載した振替機関と同一であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所グロース市場への上場について

当社は、「第１　募集要項」における新規発行株式及び「第２　売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、みずほ証券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所グロース市場への上場を予定しております。

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である明石智義（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2024 年２月 20 日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式 73,500 株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の種類及び数	当社普通株式 73,500 株
(2)	募集株式の払込金額	未定（注）１．
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第 14 条第１項に基づき算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 （注）２．
(4)	払込期日	2024 年４月 23 日（火）

（注）１．募集株式の払込金額（会社法上の払込金額）は、2024 年３月５日開催予定の取締役会において決定される予定の「第１　募集要項」における新規発行株式の払込金額（会社法上の払込金額）と同一とする予定であります。
2．割当価格は、2024 年３月 13 日に決定される予定の「第１　募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。
また、主幹事会社は、2024 年３月 25 日から 2024 年４月 18 日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。
主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバ

一取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3．ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である明石智義、売出人である松浦道生並びに当社株主である株式会社Bright Stone、村口和孝、片岡聡、吉田秀明、丸山広大、松本大及び当社新株予約権者である西中大史他32名は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後180日目の2024年９月20日までの期間（以下、「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却（但し、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等を除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（但し、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2024年２月20日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部　株式公開情報　第２　第三者割当等の概況」をご参照下さい。

●主要な経営指標等の推移

提出会社の経営指標等

回次		第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
決算年月		2019年３月	2020年３月	2021年３月	2022年３月	2023年３月
売上高	（千円）	611,882	738,684	723,792	981,251	1,129,190
経常利益	（千円）	45,455	32,551	12,167	139,528	131,822
当期純利益又は当期純損失(△)	（千円）	73,562	△54,634	15,719	105,814	125,198
資本金	（千円）	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000
発行済株式総数	（株）	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000
純資産額	（千円）	332,657	280,506	293,742	399,557	524,755
総資産額	（千円）	484,974	485,523	554,072	748,701	980,013

1株当たり純資産額	(円)	20,791.06	17,531.63	18,358.93	249.72	327.97
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	(円)	4,597.67	△3,414.63	982.50	66.13	78.25
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	68.6	57.8	53.0	53.4	53.5
自己資本利益率	(%)	24.9	△17.8	5.5	30.5	27.1
株価収益率	(倍)	—	—	—	—	—
配当性向	(%)	—	—	—	—	—
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	52 (6)	55 (11)	60 (10)	68 (13)	84 (18)

(注) 1．潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

2．株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

3．1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。

4．従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含む。)は、最近1年間の平均人員を( )外数で記載しております。

5．第 17 期及び第 18 期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)に基づき作成しており、金融商品取引法第 193 条の2第1項の規定に基づき、PwC Japan 有限責任監査法人の監査を受けております。なお、第 14 期、第 15 期及び第 16 期については、「会社計算規則」(平成 18 年法務省令第 13 号)の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第 193 条の2第1項の規定に基づく、PwC Japan 有限責任監査法人の監査を受けておりません。

6．「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年3月 31 日)等を第 17 期の期首から適用しており、第 17 期及び第 18 期の主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

7．当社は、2023 年 11 月2日付で普通株式1株につき 100 株の割合で株式分割を行っておりますが、第 17 期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

8. 第 15 期において当期純損失を計上しております主な要因は、Ishin SG Pte. Ltd.の株式評価損 71,380 千円を計上したことによるものです。

9．当社は、2023 年 11 月２日付で普通株式１株につき 100 株の割合で株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現　日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Ｉの部)』の作成上の留意点について」(2012 年８月 21 日付東証上審第 133 号)に基づき、第 14 期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の１株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第 14 期、第 15 期及び第 16 期の数値(１株当たり配当額についてはすべての数値)については、金融商品取引法第 193 条の２第１項の規定に基づく PwC Japan 有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次	第 14 期	第 15 期	第 16 期	第 17 期	第 18 期
決算年月	2019 年３月	2020 年３月	2021 年３月	2022 年３月	2023 年３月
1株当たり純資産額 (円)	207.91	175.32	183.59	249.72	327.97
1株当たり当期純利益又は １株当たり当期純損失(△) (円)	45.98	△34.15	9.82	66.13	78.25
潜在株式調整後 １株当たり当期純利益 (円)	―	―	―	―	―
1株当たり配当額 (うち１株当たり中間配当額) (円)	― (―)	― (―)	― (―)	― (―)	― (―)

【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) Ishin SG Pte. Ltd. (注)2. 3.	シンガポール国	730 千星ドル	営業支援	100.0	事務業務代行 調査営業開発業務委託 役員の兼任2名
Ishin USA, Inc. (注)3.	米国カリフォルニア州	120 千米ドル	業界レポート執筆及び販売代理	100.0	事務業務代行 ポータルサイト提供 調査営業開発業務委託

					役員の兼任2名 従業員の出向1名
Ishin Global Fund Ⅰ Limited	英国領ケイマン諸島	1 米ドル	ファンド管理	100.0	事務業務代行 役員の兼任2名 従業員の出向1名
Ishin Global Fund Ⅰ L.P. (注)3. 5.	英国領ケイマン諸島	5,001 千 米ドル (注)4.	投資事業組合	2.0 (注)4.	―
(持分法適用関連会社) GMO ベンチャー通 信 スタートアップ支 援 株式会社	東京都渋谷区桜丘町 26 番1号	50 百 万円	ベンチャー企業支 援	20.0	役員の兼任2名

（注） １．有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

2. 第 18 期連結会計年度（2023 年3月期）において連結子会社であった Ishin SG Pte. Ltd.は、2023 年9月に清算結了しております。

3. 特定子会社に該当しております。

4. Ishin Global Fund Ⅰ L.P.の「資本金」欄は、出資約束金額の総額を記載しており、「議決権の所有割合」欄は、出資比率を記載しております。

5. Ishin Global Fund Ⅰ L.P.について、投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取り扱い(実務対応報告第 20 号)に基づき支配していると考えられることから、連結子会社としております。

6. 第 17 期連結会計年度（2022 年3月期）において持分法適用関連会社であった Culture Connection Pte. Ltd.については、2022 年 12 月 26 日付けで Ishin SG Pte. Ltd.が保有していた全株式を譲渡したことに伴い、持分法適用の範囲から除外しております。

【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2024年1月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
公民共創事業	30 (4)
グローバルイノベーション事業	13 (8)
メディアPR事業	17 (1)
全社(共通)	26 (7)
合計	86 (20)

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含む。)は、最近1年間の平均人員を( )外数で記載しております。

2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、制作部、WEB開発部、業務室、経営企画室及び管理本部に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

2024年1月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
85 (20)	34.4	3.0	5,276

セグメントの名称	従業員数(名)
公民共創事業	30 (4)
グローバルイノベーション事業	12 (8)
メディアPR事業	17 (1)
全社(共通)	26 (7)
合計	85 (20)

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含む。)は、最近1年間の平均人員を( )外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、制作部、WEB 開発部、業務室、経営企画室及び管理本部に所属しているものであります。

(3) 労働組合の状況

当社グループの労働組合は結成されておりませんが、労使関係は安定しております。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女賃金差異

① 提出会社

最近事業年度		補足説明
管理職に占める女性労働者の割合（%）（注）1.	男性労働者の育児休業取得率（%）（注）2.	
26.7	―	

(注) 1.「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成 27 年法律第 64 号)の規定に基づき算出したものであります。
2.「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成 3 年法律第 76 号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成 3 年労働省令第 25 号)第 71 条の 4 第 1 号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。
3. 男女間賃金差異は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成 27 年法律第 64 号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

② 連結子会社

連結子会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成 27 年法律第 64 号)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成 3 年労働省令第 76 号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

【所有者別状況】

2024年1月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	7	8	—
所有株式数(単元)	—	—	—	7, 600	—	—	8, 400	16, 000	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	47. 5	—	—	52. 5	100.0	—

【株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合 （%）
株式会社 Bright Stone （注)1.2.	760,000	44.76
明石　智義 （注)1.3.	629,400	37.07
松浦　道生 （注）1.7.8.	72,000	4.24
村口　和孝 （注）1.8.	53,300	3.14
片岡　聡 （注）1.4.	51,200 (19, 200)	3.02 (1. 13)
吉田　秀明 （注）1.5.	32,000 (16, 000)	1.88 (0. 94)
丸山　広大 （注）1.5.	32,000 (16, 000)	1.88 (0. 94)
松本　大 （注）1.6.	21,300	1.25
西中　大史 （注）5.	10,000 (10, 000)	0.59 (0. 59)

吉川　慶（注）7.	7,200 (7,200)	0.42 (0.42)

(注) 1. 特別利害関係者等(大株主上位 10 名)

2. 特別利害関係者等(役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)

3. 特別利害関係者等(当社の代表取締役会長)

4. 特別利害関係者等(当社の代表取締役社長)

5. 特別利害関係者等(当社の取締役)

6. 特別利害関係者等(金融商品取引業者等並びにその役員)

7. 当社の従業員

8. 当社の元取締役

9. ( )内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

10. 株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。